

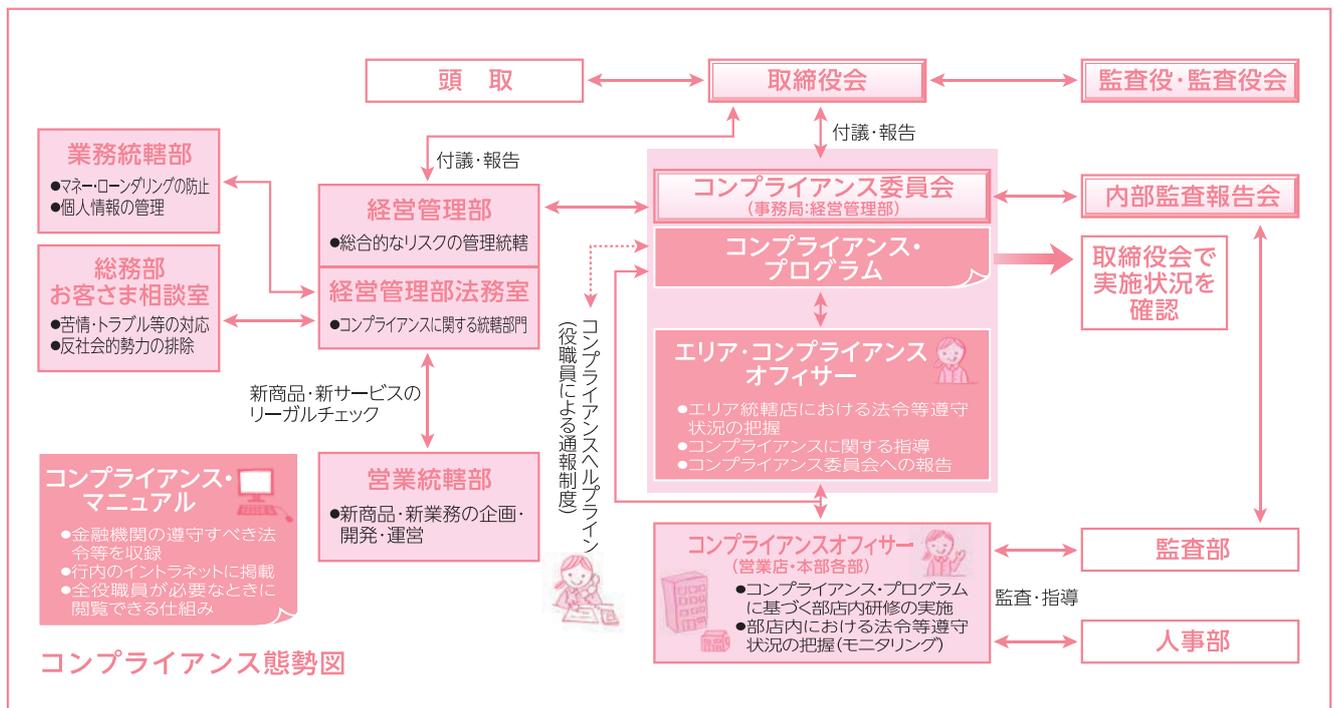


コンプライアンスの取り組み

- 企業が社会的責任を果たす上で重要なことは、
- 法令の遵守はもちろん、「倫理観」を持って行動し、誠実な企業活動を行うことです。
- 当行では、経営管理部法務室を中心に、全行あげて取り組んでいます。

コンプライアンス態勢

法令等遵守を徹底するため、「コンプライアンス委員会」を設置し、当行グループをあげてコンプライアンス態勢強化に努めています。具体的には、半年毎に定める「コンプライアンス・プログラム」に基づき、計画的に整備を行っています。各部店・各関連会社では、「コンプライアンスオフィサー（法令等遵守責任者）」が中心となり研修を実施。その後の、本部によるモニタリングと指導を含めた、継続的な「PDCAサイクル」により定着を図っています。



反社会的勢力排除の取り組みを一層強化

当行では、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（政府指針）」に基づき、反社会的勢力との取引排除に取り組んできました。この取り組みを一層強化するため、2010年10月より「**滋賀銀行 反社会的勢力排除規定**」を新設し、取引名義人が反社会的勢力に該当する場合は取引を停止・解約することを定めました。

コンプライアンスオフィサーの



能登川支店 川村 昌寛

支店でのコンプライアンス研修では、銀行全体で取り組むテーマに加えて、支店でのオリジナルテーマを決めて、2つのテーマで取り組んでいます。

支店の置かれた環境やその時々の方針に合わせたテーマを選定し、身近な題材で取り組むように心掛けています。

各人がコンプライアンスに対する認識を深め、レベル向上につながるよう努めています。



関連項目はWebをcheck

- 滋賀銀行の行動規範
- 内部統制システムの整備状況
- 個人情報保護
- 反社会的勢力排除規定